

ケアハウスすずらん 重要事項説明書（一般型）

当事業者が、事業所の概要や提供されるサービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1、事業者の概要

開設者の名称	社会福祉法人 博友会
主たる事務所の所在地	静岡県御殿場市川島田字南原270番地
電話番号	0550-82-7601
代表者職	理事長
代表者氏名	土田 博和

施設の名称	ケアハウス すずらん
施設の所在地	静岡県御殿場市上小林字西野原1527番地の19
電話番号	0550-70-9600
施設長氏名	八十島 正起
交通の便	富士急行 富士平原ゴルフ場バス停より徒歩15分

2、施設の概要（全体）

定員	100名 一般型 20名 介護型 80名
居室	個室 100室 13,30~18,06㎡ 2人室 0室
共同生活室	1階 4か所（一般型2か所、介護型2か所） 117,27~131,66㎡ 2階 3か所（介護型3か所） 117,27~131,66㎡ 3階 3か所（介護型3か所） 117,27~131,66㎡
浴室	個別浴槽 6か所 大浴槽 3か所 すずらん温泉（アルカリ性単純温泉）
その他の設備	談話娯楽室、介護看護職員室兼宿直室、洗濯室、寝台用エレベーター 配膳用エレベーター

3、施設の従業者の配置と職務

職種	職務内容	員数
施設長	総括	1人（常勤 兼務）
生活相談員	生活相談、助言、支援	1人（常勤 兼務）
介護職員	日常生活の支援、援助	1人（常勤 専従）
栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1人（常勤 兼務）
事務員	庶務、会計業務	1人（常勤 兼務）

4、施設の運営方針

60歳以上の方で、高齢等のため独立して生活するには不安がある方に、入居者の特性に配慮した住みやすい住居を提供します。

入居者の意思及び人格を尊重し、明るく心豊かな生活が出来るよう、常にその方の立場に立って相談及び援助、食事の提供、余暇活動の援助を行います。

5、サービスの概要

基準サービス

サービスの種別	内 容
食事	栄養士の指導に基づく献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮した食事を提供します。食事は各ユニットの共同生活室でとっていただきます。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。身体状況などで食事の形態を変更したい方はお申し出ください。 朝食 8時00分～10時00分 昼食 12時00分～14時00分 夕食 18時00分～20時00分
入浴	2階に大浴室が1か所、個別浴室が2か所あります。準備、掃除は職員が行います。（原則として月曜日～土曜日（祝祭日を除く））男女入替え制で、入浴時間は浴室の入り口に掲示します。その他、併設するすずらん温泉をご利用いただけます。安全管理のため、可能な限り10時～20時の間に入浴するようお願いします。※入居者に対する個別の入浴介助は原則として行いません。
健康管理	入居者の健康管理を確保するため定期的に健康診断を受ける機会を提供します。入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。
介護相談	入居者またはその家族等に対して、各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び在宅福祉サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
緊急時の対応	入居者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、職員は医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

6、利用料

当施設は、老人福祉法に定める軽費老人ホーム（ケアハウス）に位置付けられているため、居住に要する費用（家賃）、サービスの提供に要する費用、生活費（食費含む）が必要になります。

（1）居住に要する費用

入居一時金	なし
居住費	50,000円/1月

(2) サービスの提供に要する費用

施設の維持・運営のための費用で、老人福祉法にて金額が規定されています。法改正がされた場合には金額が改定されます。金額は入居者の前年収入から、必要経費（租税、社会保険料、医療費等）を差し引いた金額によって下記の通り区分されます。

対象収入による階層区分	事務費
1, 500, 000円以下	10, 100円
1, 500, 001～1, 600, 000円	13, 100円
1, 600, 001～1, 700, 000円	16, 100円
1, 700, 001～1, 800, 000円	19, 200円
1, 800, 001～1, 900, 000円	22, 200円
1, 900, 001～2, 000, 000円	25, 200円
2, 000, 001～2, 100, 000円	30, 300円
2, 100, 001～2, 200, 000円	35, 400円
2, 200, 001～2, 300, 000円	40, 400円
2, 300, 001～2, 400, 000円	45, 500円
2, 400, 001～2, 500, 000円	50, 500円
2, 500, 001～2, 600, 000円	57, 600円
2, 600, 001円以上	57, 700円

(3) 生活費（食費含む）

食事代及び共用部分の光熱水費に充てる費用で、老人福祉法にて金額が規定されています。法改正がされた場合には金額が改定されます。4月～10月を通常期とし、11月～3月は冬期として暖房費が加算されます。外泊または入院等で欠食され、かつ欠食届けが出されていた場合、食材料費朝食160円、昼食290円、夕食230円を返金します。

通常期 46, 325円／1ヶ月

冬季 48, 285円／1ヶ月

※（1）、（2）、（3）の費用については、入退居時は日割り計算となります。

(4) 特別なサービスに係る費用

サービスの種類	内 容	利用料金
おむつなどの提供	ご希望に応じて提供します。	実 費
日常生活用品費	日常生活品（ティッシュ、歯ブラシ、石鹸など）の購入代金でご利用者に負担していただくことが適当であるものに係る費用です。	実 費
理髪・美容	理美容師の出張によるサービスを受けられます。	カット2,000円 カット髭剃り3,000円 パーマ5,000円 毛染め6,000円
インフルエンザ 予防接種	インフルエンザの感染予防のため、インフルエンザ予防接種を行います。	実 費 (自治体の助成あり)

貴重品管理費	ご利用者の希望により、預貯金通帳その他の貴重品の管理・保管・出納を行います。	1,000円/1月
洗濯	職員が施設の洗濯機を使用して洗濯を代行する場合。(あらかじめ洗濯ネットを購入して頂きます) ご自分で洗濯をされる場合は施設の洗濯機をご利用できます。(洗剤等は自己負担になります) 外部クリーニングを利用された場合の料金は、ご利用者負担になります。	600円/1ネット 1回量は施設指定の洗濯ネットに入る量
居室清掃料	個別の希望に応じて居室の清掃を致します。	600円/1回
協力医療機関以外への受診	御殿場市内の医療機関への受診の送迎をいたします。 介護タクシーをご希望の場合はご相談ください。利用料金はご利用者負担になります。協力医療機関への通院時の送迎は基本サービスに含まれます。	施設送迎車利用 1,500円/1回 夜間帯 (17時半～翌8時半) 4,000円/1時間
外出援助	個別のご希望に応じて外出時の送迎を行います。(御殿場市内に限る) 介護タクシーをご希望の場合はご相談ください。利用料金はご利用者負担になります。	施設送迎車利用 1,500円/1回
買い物代行	ご利用者の希望により買い物の代行を行います。(御殿場市内に限る)	500円/30分 (ガソリン代含む)
イベント・小旅行・買い物ツアー	ご希望者を募って行うイベント、小旅行、買い物ツアーに参加される場合、それに要する経費をご負担いただきます。	実費
クラブ活動など	ご利用者の趣味やご希望に合わせて実施するクラブ・サークル活動などで使用する材料費です。講師謝礼分を含みます。	実費
支払い手続き代行	郵便局、銀行、コンビニエンスストアでの支払い、メール便、小包発送などの代行を行います。	500円/1回 (ガソリン代含む)
薬剤受け取り	調剤薬局への薬の受け取りの代行を行います。(御殿場市内に限る)	500円/1回 (ガソリン代含む)
郵便・宅配物の預かり		無料
来訪者対応		無料
施設駐車場利用料	自家用車をお持ちの方は施設駐車場をご利用いただけます。(数に限りがございます)	3,000円/月 (入退居時は日割り計算)

(5) その他のご利用者負担

居室の光熱水費	電気料金—各個室で使用した電気料金は自己負担です。(個別メーターにより検針します。ただしエアコンにかかる電気料金及び共同生活室にかかる電気料金についてはユニット毎の検針になる為、入居者数で按分しての負担額になります。)
---------	---

	水道料金—基本料金のみ自己負担となります。
電話	携帯電話のご利用をお願いします。 固定電話をご利用される場合は、個人契約となります。利用料は自己負担です。
新聞購読	個人的な購読は販売店との直接契約をお願いします。
施設設備の破損	業者の見積もりと請求に基づき、実費をご負担いただくことがあります。
退去時の清掃・リフォーム費用	ご退去時に居室の清掃及びリフォームの費用をご負担いただきます。

7、料金の支払い方法

あなたが、当施設に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算払いとします。毎月10日までに、前月分ご利用いただいたサービス利用料金を請求します。お支払い方法は、口座自動引落となります。口座自動引落開始までは、振込にてお支払い下さい。万が一口座より引落ができなかった場合は、振込にてお支払い下さい。

8、当施設利用の際の留意事項

来訪・面会	面会時間は13時から20時とさせていただきます。 来訪者は必ず面会簿にご記入ください。 ※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等感染症の予防の為、面会を一時的に見合わせて頂く場合があります。
外出・外泊	外出・外泊の際は、事前にお申し出ください。宿泊先及び帰宅日時、食事の欠食などをお知らせください。 ※新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ等感染症の予防の為、外出・外泊を見合わせて頂く場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償していただくことがあります。 居室の清掃、日常的な維持管理は利用者で行ってください。 居室のごみ、廃棄物については、利用者が定められた場所まで運搬することを原則とします。
利用者留意事項	利用者は、相互に親睦と信頼を深め、良き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動が無いよう気を付けてください。 許可なく他のご利用者の居室に立ち入らないようにしてください。 バルコニーは災害・非常時の避難経路となりますので、非難に支障が出ないように十分注意してご利用ください。 テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における使用は、他の利用者の迷惑にならないようボリュームを落としてご利用ください。 入浴に際しては、他の利用者も利用することを考え、清潔の維持に留意してください。 喫煙は、指定の喫煙所をお願いいたします。
食事	食事が不要な場合は、事前に欠食届けを提出してください。期日（朝食—前日15時まで、昼食—当日9時まで、夕食—当日14時まで）までに届け出があった場合は、欠食分の返金をいたします。

所持品の管理	所持品の持ち込みは最小限にお願いします。ご本人の自己管理を原則とします。必要時貴重品管理サービスを御利用ください。 火災、事故の危険がある物品の持ち込みはご遠慮ください。
施設内禁止事項	けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。 指定した場所以外で火気を用いること。 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。 施設内へのペットの持ち込み及び飼育。

9、非常災害対策

災害への対応については、地域との連携を図り、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

消防用設備	スプリンクラー設備 非常放送設備 誘導灯及び誘導標識	自動火災報知設備 避難器具すべり台 消火器
消防計画	消防署への届出 令和4年12月1日 (当初平成24年7月23日) 防火管理者 八十島 正起 避難訓練・通報訓練 月1回 消火訓練 年2回	

10、事故発生時の対応

- ① サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要かつ適切な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 施設サービスの提供によって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。
- ④ 施設内委員会において、その分析を通じた改善策を検討するとともに、従業者に再発防止を周知徹底する体制を整備します。

11、虐待防止対策

施設は、虐待の発生又は、その再発を防止する為、委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

12、感染症の予防・発生時の対応

施設は、感染症が発生し、まん延しないように、委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

13、身体拘束対策適正化

当事業所では、緊急をやむ得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束をする場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急をやむ得ない理由を記録するものとします。

14、業務継続に向けた取組

施設は、感染症や災害が発生した場合であってもサービスの提供が継続できるよう、計画書の策定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

15、苦情処理

当施設の利用に関するご相談・苦情、及び施設サービス計画に基づいて提供する各サービスについてのご相談・苦情を承ります。苦情申し出者は、苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

また、「意見箱」を1階事務室前に設置していますので、お気軽にご利用下さい。

苦情受付担当者	吉田 順子（生活相談員）	電話	0550-70-9600
苦情解決責任者	八十島 正起（ケアハウスすずらん 施設長）	電話	0550-70-9600
第三者委員	林 健治	電話	0550-83-1862
	中西 光明	電話	0550-82-3278

このほか、次の公的機関に苦情を申し立てることができます。

御殿場市	長寿福祉課	電話	0550-82-4134
裾野市	介護保険課	電話	055-995-1821
小山町	介護長寿課	電話	0550-76-6669
静岡県国民健康保険団体連合会	介護保険課 苦情相談窓口	電話	054-253-5590

15、第三者委員による評価の実地状況

第三者委員による 評価の実地状況	1	あり	実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし		

令和 年 月 日

ケアハウス利用にあたって、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

事業者所在地 御殿場市川島田字南原270番地

事業者名 社会福祉法人 博友会

代表者名 理事長 土田 博和

施設所在地 御殿場市上小林字西野原1527番地の19

施設名 ケアハウス すずらん

説明者

この説明書により、ケアハウス利用に関する重要事項の説明を受けました。

(入居者)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

入居者との続柄